

していとくていそうだんしえんじぎょうしょ ひろば じゅうようじこうせつめいしょ
「指定特定相談支援事業所 みゆき広場」重要事項説明書

◇◆もくじ◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域	3
4. 営業時間	3
5. 職員の体制	3
6. 職員の職務内容	3
7. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
8. サービスの利用に関する留意事項	7
9. 利用者の記録や情報の管理、開示について	7
10. 損害賠償保険への加入	7
11. 苦情の受付について	8

しゃかいふくくしほうじん よろこ その
社会福祉法人 歓びの園
(していとくていそうだんしえんじぎょうしょ ひろば)
(指定特定相談支援事業所 みゆき広場)
とうじぎょうしょ とくていそうだんしえんじぎょうしゃ してい う
当事業所は特定相談支援事業者の指定を受けていま
す。

1. 事業者

名称	社会福祉法人 歓びの園
所在地	広島県福山市御幸町下岩成248-1
電話番号・FAX	電話084-955-2081 / Fax084-955-2089
代表者氏名	理事長 生藤章洋
設立年月	1994年12月8日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定特定相談支援事業所・2019年12月5日福山市指定指令 障 第752号
事業の目的	指定計画相談支援事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定計画相談支援の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った適切な指定計画相談支援の提供を確保することを目的とする。
事業所の名称	指定特定相談支援事業所 みゆき広場
事業所の所在地	広島県福山市御幸町下岩成248-1
電話番号	084-955-2081
FAX番号	084-955-2089
管理者氏名	生藤章洋（*相談支援専門員兼務）
事業所の運営方針について	<p>1事業所は、利用者等がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。</p> <p>2事業所は、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。</p> <p>3事業所は、市町村、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるものとする。</p> <p>4前三項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定</p>

	けいかくそうだんしえん じぎょう にんいんおよ うんえい かん きじゆん へいせい ねんこうせいろうどう 計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」(平成24年厚生労働 しょうれいだい ごう さだ ないよう かんけいほうれいどう じゆんしゆ していけいかくそうだん 省令第28号)に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定計画相談 しえん じっし 支援を実施するものとする。
かいせつねんつき 開設年月	へいせい ねん がつ にち 平成25年12月1日
じぎょうしょ おこ 事業所が行なっ ている他の業務	せいかつかいごじぎょう ねん がつ にちしてい ふくやましれいしょうがいだい ごう 生活介護事業・2019年12月1日指定 福山市指令障害第777号

3. 事業実施地域

ふくやましぜんいき げんそく 福山市全域 (原則)

4. 営業時間

えいぎょう び 営業日	しゅくさいじつ のぞくげつようび きんようびおよ ほかにほうじん さだ ひ 祝祭日を除く月曜日～金曜日及びその他法人の定める日
うけつけじかん 受付時間	つき きん じ ふん じ ふん ど じ ふん じ ふん 月～金 8時20分～17時20分、土 8時20分～15時20分
サービス提供時間帯	つき きん じ ふん じ ふん ど じ ふん じ ふん 月～金 8時20分～17時20分、土 8時20分～15時20分

5. 職員の体制

おも しょくいん はいちじょうきょう> しょくいん はいち していきじゆん じゆんしゆ
<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

しょくしゆ 職種	じょうきん 常勤	ひじょうきん 非常勤	じょうきんかんさん 常勤換算	していきじゆん 指定基準	しょくむ ないよう 職務の内容
かんりしや 管理者	1名	0名	1名	1名	かんりぎょうむ そうだんしえん 管理業務 / 相談支援 せんもんいんけんむ 専門員兼務
そうだんしえんせんもんいん 相談支援専門員	2名	0名	1.7名	1名	そうだんしえんせんもんいんぎょうむ 相談支援専門員業務

とうじぎょうしょ りようしや たい していけいかくそうだんしえん ていきょう しょくいん じょうき しょくしゆ
当事業所では、利用者に対して指定計画相談支援を提供する職員として、上記の職種の
職員を配置しています。

じょうきんかんさん しょくいん しゆう きんむえんじかんすう そうすう とうしせつ じょうきんしょくいん していきんむ
※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務
じかんすう れい しゆう40じかん じょしたかず れい しゆう8じかんきんむ しょくいん 5めい ばあい じょうきんかんさん 1めい
時間数(例：週40時間)で除した数です。(例)週8時間勤務の職員が5名いる場合、常勤換算では、1名
(8じかんばつ じかん
(8時間×5名÷40時間=1名)となります。

6. 職員の職務内容

しょくしゆ 職種	しょくむ ないよう 職務の内容
かんりしや 管理者	かんりしや しょくいん かんり していけいかくそうだんしえん りよう もう こ かわ 管理者は、職員の管理、指定計画相談支援の利用の申し込みに係る ちようせい ぎょうむ じっしじょうきょう はあく た かんり いちげんてき おこな 調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとと もに、ほうれいとう きてい していけいかくそうだんしえん じっし かん もに、法令等において規定されている指定計画相談支援の実施に関 し、じぎょうしょ しょくいん たい じゆんしゆ ひつよう し きめいれい おこな し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

そうだんしえんせんもんいん 相談支援専門員	そうだんしえんせんもんいん ちいき りようしゃとう にちじょうせいかつぜんぱん かん そう 相談支援専門員は、地域の利用者等からの日常生活全般に関する相 だん かん ぎょう およ とうりようけいかく さくせい かん じ ぎょうむ 談に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する次の業務 おこな を行う。 (ア) アセスメントを実施すること。 (イ) サービス等利用計画書を作成すること。 (ウ) サービス等利用計画書を利用者等に交付すること。 (エ) モニタリングを実施すること。 (オ) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。 (カ) その他必要な相談及び援助。
--------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

7. とうじぎょうしょ ていきょう りようりょうきん 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) サービス内容

① サービス等利用計画の作成

りようしゃのかいてい ほうもん して、りようしゃ しんしんじょうきょう お 置かれている かんきょうとう はあく うえ、
 てきせつ ほけん いりよう ふくし しゅうろうしえん きょういくとう い か ふくし とう
 適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、
 そうごうてき こうりつてき ていきょう はいりよ
 総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス等利用計画を作成します。

<サービス等利用計画の作成の流れ>

①相談支援専門員は、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接して利用者の心身の状況等、利用者が希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等を把握します。

②サービス等利用計画の作成の開始にあたっては、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供し、利用者にサービスの選択を求めます。

③利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。

④利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等又は指定地域生活相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条にじゅうにこう きてい こうせいりうどうしゅうれい さだめるまかん かかわるていあんなど きさい とりようけいこあん を記載したサービス等利用計画案を作成します。

⑤④で作成したサービス等利用計画案に盛り込んだ福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるか否かを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、利用者等の同意を得た上で決定します。

⑥支給決定又は地域相談支援給付決定が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集した会議の開催等により当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地から意見等を求めることとします。また、これを基に、相談支援専門員はサービス等利用計画を作成し、利用者等の同意を得た上で決定します。

②サービス等利用計画作成後の便宜の供与

- サービス等利用計画作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的な評価（以下、「モニタリング」という。）を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定、又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨及び必要な援助を行います。
- モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録します。

③サービス等利用計画の変更

利用者がサービス等利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画を変更します。

④障害者支援施設等への紹介

ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご利用者が障害者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供をいたします。

（２）利用料金

①サービス利用料金

指定計画相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から計画相談支援給付費額を受領する場合（法定代理受領）は、ご利用者の自己負担はありません。

事業者が計画相談支援給付費額の代理受領を行わない場合は、下記の金額をお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの区市町村に申請すると計画相談支援給付費が支給されます。）

②交通費

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

③利用料金のお支払い方法

前記②の費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 窓口での現金支払
イ. 下記指定口座への振り込み （*振込手数料は利用者様がお負担ください。）
ロ. 金融機関口座からの自動口座振替ご利用できる金融機関：広島銀行・もみじ銀行・ 広島信用金庫・呉信用金庫・信用金庫・大竹信用金庫・広島みどり信用金庫・広島市 信用組合・広島県信用組合・信用組合広島商銀・両備信用組合・備後信用組合・中国 労働金庫・広島県信用農業協同組合連合会及び会員農業協同・全国郵便局 （*引落手数料は施設が負担します。）

8. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う相談支援専門員

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、予め利用者に対して説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

9. 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令（及び社会福祉法人 叡びの園個人情報保護規定）に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）保存期間は、指定計画相談支援サービスを提供した日から5年間です。

* 本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- (1) 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
- (2) サービス等利用計画案及び2009年11月1日指定サービス等利用計画
- (3) アセスメントの記録
- (4) サービス担当者会議等の記録
- (5) モニタリング結果の記録
- (6) 関係機関からの情報提供に関する記録
- (7) 契約書
- (8) 重要事項説明書
- (9) 利用者負担に関する関係書類
- (10) 利用者に関する区市町村への通知に係る記録
- (11) 利用者からの苦情内容等の記録
- (12) 事故の状況及び事故に際しての採った処置についての記録

閲覧・複写の受付	月～金 8時20分～17時20分、土 8時20分～15時20分
----------	---------------------------------

10. 損害賠償保険への加入

本事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	AIG損害保険株式会社
保険名	賠償責任保険

11. 苦情等の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係）

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

- お客様相談係 <苦情受付窓口（担当者）> [相談支援専門員] 山本英恵
- 受付時間 祝祭日を除く月曜日～金曜日及びその他法人の定める日の
月～金 8時20分～17時20分、土 8時20分～15時20分
<苦情解決責任者 [管理者] 生藤章洋 >

(2) 第三者委員

本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

<第三者委員>

名 前	連絡先
池田勝輔	電話番号：090-3171-9548（法人評議員）
元屋佳之	電話番号：090-2297-8435（ジョイジョイワークすばる管理者）

(3) 行政機関その他苦情受付機関

福山市役所 障がい福祉課	所在地：〒720-8501 広島県福山市東桜町3-5 電話番号：084-928-1062 F A X：084-928-1730
広島県福祉サービス運営 適正化委員会	所在地：〒732-0816 広島県南区比治山本町12-2 (広島県社会福祉協議会 内) 電話番号：082-254-3419 F A X：082-569-6160

令和 年 月 日

指定計画相談支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

管理者名 生藤章洋

説明者職名 相談支援専門員

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定計画相談支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者

<氏名>

印

<住所>

代理人

<氏名>

印

<住所>

<続柄>

個人情報使用同意書

わたしおよび かぞく こじんじょうほう については、 つぎ きさい ひつようさいしょうげん
私 及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限

はんい ない しょう どうい
の範囲内で使用することを同意します。

記

1 使用する目的

じぎょうしゃ していけいかくそうだんしえん ていきょう しょうがいふくし どう えんかつ
事業者が、指定計画相談支援の提供にあたり、障害福祉サービス等を円滑に

じっし おこな たんとうしゃかいぎどう ひつよう ばあい
実施するために 行うサービス担当者会議等において必要な場合。

2 使用にあたっての条件

こじんじょうほう ていきょう じょうき きさい もくてき はんい ない ひつようさいしょうげん とめ
個人情報の提供は、上記1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、

じょうほうていきょう さい かんけいしゃいがい も さいしん ちゅうい ほん
情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払
うこと。

3 個人情報の内容

- しめい じゅうしょ けんこうじょうたい びょうれき かにていじょうきょうとう じぎょうしゃ そうだんしえん おこな
・ 氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業者が相談支援を行うため

さいていげんひつよう りようしゃ かぞくこじん かん じょうほう
に最低限必要な利用者や家族個人に関する情報。

- にんていちょうさひょう しゅじいけんしょ しょうがいしえんくぶん にんていしんさかい はんていけっか いけん
・ 認定調査票、主治医意見書、障害支援区分認定審査会における判定結果の意見

にんていけっかつちしよ
(認定結果通知書)

- た じょうほう
・ その他の情報

※ 「個人情報」とは、りようしゃこじんおよびかぞく かん じょうほう とくてい こじん
利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人

しきべつ また しきべつ う
が識別され、又は識別され得るものをいいます。

れいわ ねん がつ にち
令和 年 月 日

していとくていそうだんしえんじぎょうしょ
指定特定相談支援事業所

ひろば かんりしゃ
みゆき広場 管理者 あて

りようしゃ
利用者

<氏名> _____ 印

<住所> _____

だいにん
代理人

<氏名> _____ 印

<住所> _____

<続柄> _____